

参加者公募に係る参加意思表明書の提出を求める公示

次のとおり参加意思表明書の提出を招請します。

令和2年2月14日

分任支出負担行為担当官
近畿地方整備局舞鶴港湾事務所長 柴田 悟

1. 業務概要

- (1) 業務名 タクシー乗車票使用契約
- (2) 業務内容 本業務は、近畿地方整備局舞鶴港湾事務所又は柴山港出張所を拠点とし、タクシー乗車票を使用して、安全且つ速やかに人員の運送を行うものである。
- (3) 履行期間 契約締結日から令和3年3月31日まで

2. 公募に参加するために必要な資格要件

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年4月30日勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成31・32・33年度（令和01・02・03年度）国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のA、B、C又はD等級に格付けされた近畿地域の競争参加資格を有する者であること（有資格者が「会社更生法（平成14年12月13日法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者」又は「民事再生法（平成11年12月22日法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者」に該当した場合は、次に掲げる書類を提出していること。）。
 - ① 更生手続開始決定書又は再生手続開始決定書（写しでも可）
 - ② 許可決定に伴い定款、役員等に変更があった場合にはそれを証明する書類（写しでも可）
- (3) 近畿地方整備局から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（(2)の書類を提出した者を除く。）。
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省が行う公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (6) 説明書の交付を発注者から直接受けた者であること。

3. 公募に参加するために必要な応募要件

- (1) 中丹交通圏又は但馬交通圏を営業区域とする「一般乗用旅客自動車運送事業」の許可を受けている者、又はこれらの者で構成される協同組合等もしくはこれらの者との提携会社であること（福祉タクシーのみの許可は除く。）。
- (2) 料金後納チケットを発行できる者であること。
- (3) 事務取扱手数料が発注者にかからないこと。
- (4) 使用料金を請求する際には、使用済みタクシー乗車券（写しでも可）又は使用済みタクシー乗車券の番号ごとの明細書のどちらか一方を提出できること。
- (5) 15分以内に舞鶴港湾事務所（京都府舞鶴市字下福井910）又は柴山港出張所（兵庫県美方郡香美町香住区香住1702）に配車が可能であること。

4. 手続等

- (1) 担当部局
〒624-0946 京都府舞鶴市字下福井910番地
近畿地方整備局 舞鶴港湾事務所 総務課 総務係
電話 0773-75-0844 FAX 0773-78-2010
- (2) 説明書の交付期間、場所及び方法
令和2年2月14日（金）から令和2年3月4日（水）まで（ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年12月13日法律第91号）第1条第1項に定める行政機関の休日を除く。）

上記（１）の交付場所にて無償で直接交付する。なお、郵送等による交付も行うが、この場合の送料等については、交付希望者の負担とする。

（３）参加意思表明書の提出期限、場所及び方法

令和２年３月４日（水）１６時００分

提出場所は上記（１）とし、持参、郵送（書留郵便に限る。）または託送（書留郵便と同等のものに限る。）すること。

（４）ヒアリング実施の有無 有

５．決定方法

上記４．（３）の提出期限内に参加意思表明書を提出した者のうち、上記２．に掲げる資格要件を有し、上記３．の応募要件を満たした全ての者と契約締結を行うものとする。

６．その他

（１） 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

（２） 関連情報を入手するための照会窓口 上記４．（１）に同じ。

（３） 参加意思表明書の作成及び提出に要する費用は、提出者側の負担とする。

（４） 提出された参加意思表明書は、当該提出者に無断で二次的な使用は行わない。

（５） 参加意思表明書に虚偽の記載を行った場合は、当該書類を無効にする。

（６） 決定した参加意思表明書については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。

（７） 本業務の契約締結は、令和２年度の予算が成立し予算示達がなされることを条件に行うもので、令和２年４月１日を予定している。なお、当該業務にかかる令和２年度予算成立が４月２日以降となった場合は、予算成立日とする。

また、暫定予算となった場合、予算措置が全額計上されているときは全額の契約とするが、全額計上されていないときは、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とし、本予算成立後は全体の契約期間に相当する契約に自動的に移行する。

（８） その他の詳細は説明書による。